

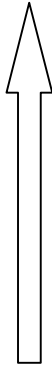
医療法人の内部管理体制のイメージ

医療法人社団（案）

監事（監査機関）

- ...1人以上（§46-2,1）
- ...社員の中から選任（社員以外からも可）
- ...理事又は職員との兼任禁止（§48）
- ...民法59条に規定する職務
- ...任期2年

選任



不整の廉の報告
（又は主務官庁あて）

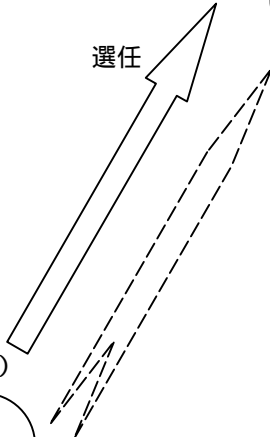
理事長が招集（又は社員の1/3以上、監事の要求）

社員総会（議決機関）

- ...1人医師医療法人では3名以上
- ...社員総会の承認により社員となる
（社員の資格として、法人への出資が求められるものではない。）
- 株式会社など営利を目的とする法人は社員になることができないものとする。
- 認定医療法人が社員となることのできるものとする。

法人財産、
業務執行の
状況監査

選任



理事長が招集（又は理事の1/3以上の要求）

理事会（執行機関）

- 常務理事**
...常務を処理
- 理事長（§46-3）**
...理事の互選
...原則、医師又は歯科医師
...理事長のみに代表権
（業務を総理）
- ...理事は原則、3人以上（§46-2,1）
- ...社員の中から選任（社員以外からも可）
- ...原則、管理者は理事に加えなければいけない（§47）
- ...任期2年

社員による代表訴訟制度の創設

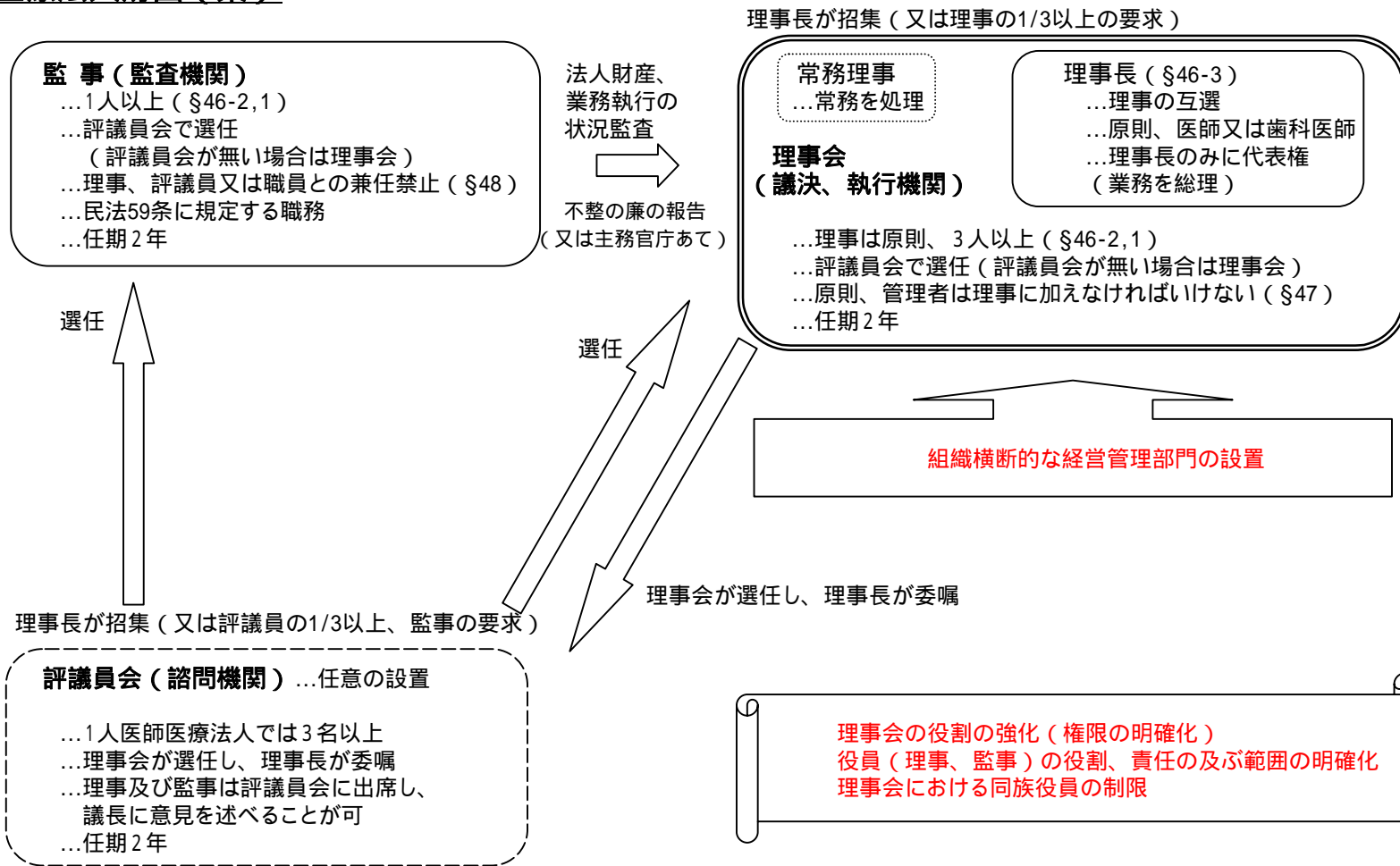
組織横断的な経営管理部門の設置

理事会の役割の強化（権限の明確化）
役員（理事、監事）の役割、責任の及ぶ範囲の明確化
理事会における同族役員制限

役員（理事、監事）は欠格事項あり（§46-2,2）
理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要（§49）

は「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書において提示された事項
は第4回検討会の「主な論点の整理」において新たに提示された事項

医療法人財団（案）

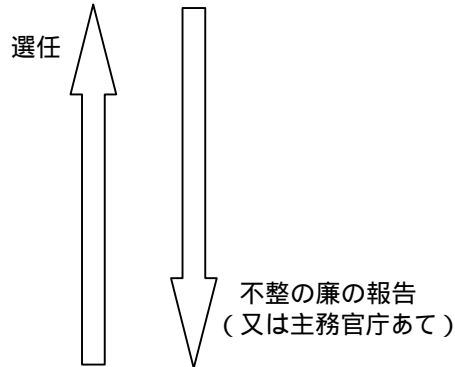


役員（理事、監事）は欠格事項あり（§46-2,2）
 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要（§49）

は「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書において提示された事項
 は第4回検討会の「主な論点の整理」において新たに提示された事項

認定医療法人社団（案）

監事（監査機関）
 ... 2名以上（親族等は1/3以下）
 ... 社員の中から選任（社員以外からも可）
 ... 理事、評議員又は職員との兼職禁止
 ... 民法59条に規定する職務
 ... 任期2年

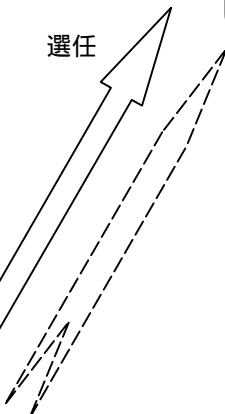


理事長が招集（又は社員の1/3以上、監事の要求）

社員総会（議決機関）
 ... 親族等、認定医療法人は1/3以下
 ... 社員総会の承認により社員となる
 （社員の資格として、法人への出資が求められるものではない。）
 株式会社など営利を目的とする法人は社員
 になることができないものとする。
 認定医療法人が社員となることのできる
 ものとする。

役員（理事、監事）は欠格事項あり（§46-2,2）
 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、
 1月以内に補充が必要（§49）

法人財産、
業務執行の
状況監査

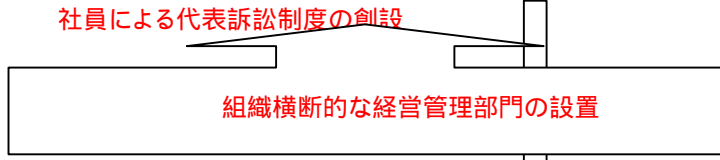


理事長が招集（又は理事の1/3以上の要求）

常務理事
 ... 常務を処理

理事長（§46-3）
 ... 理事の互選
 ... 非医師、非歯科医師も可
 ... 理事長のみに代表権
 （業務を総理）

理事会（執行機関）
 ... 理事は原則、6名以上（親族等、認定医療法人は1/3以下）
 ... 社員の中から選任（社員以外からも可）
 ... 原則、管理者は理事に加えなければいけない（§47）
 ... 任期2年



理事会が選任し、理事長が委嘱

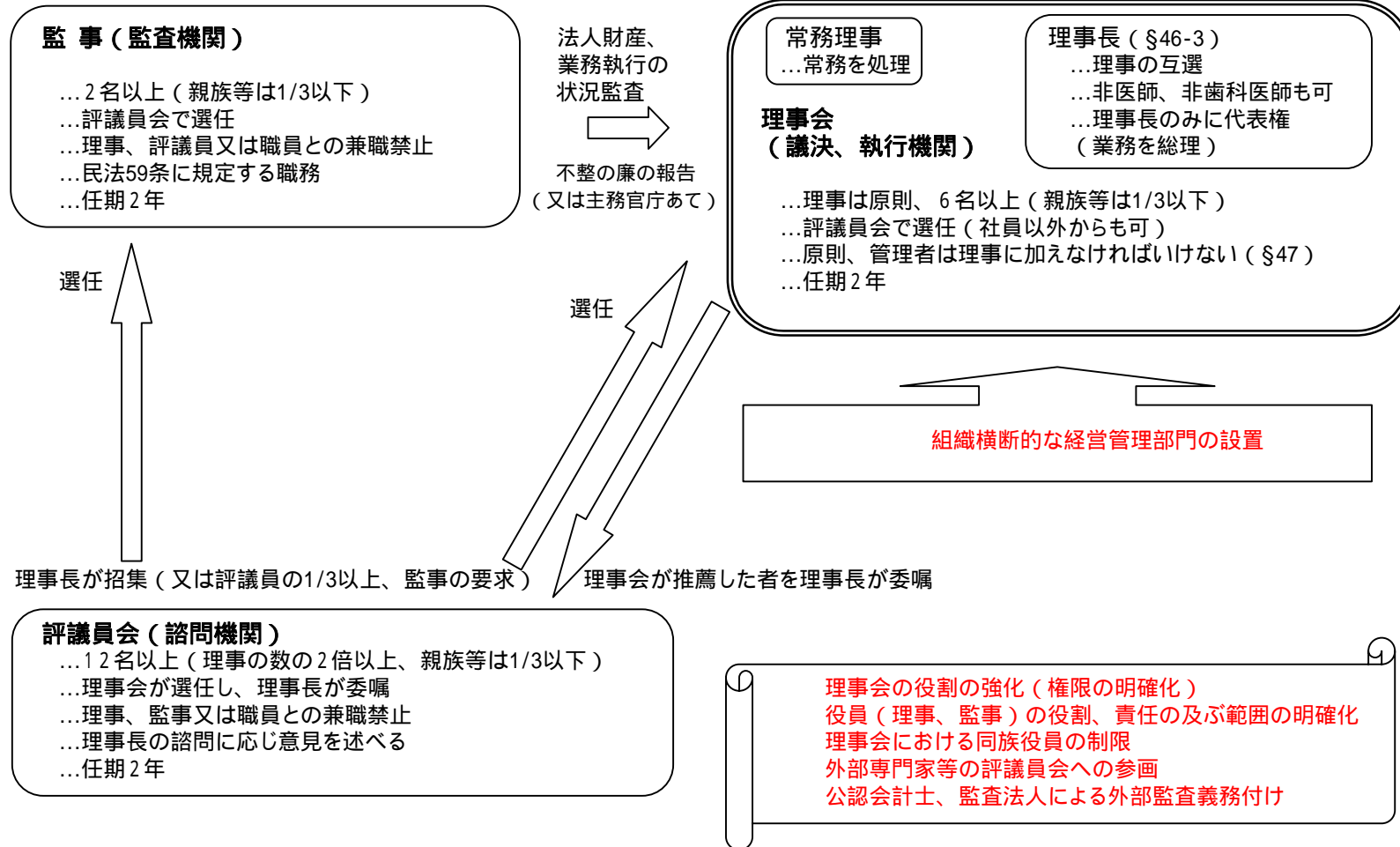
理事長が招集（又は評議員の1/3以上の要求）

評議員会（諮問機関）
 ... 12名以上（理事の数の2倍以上、親族等は1/3以下）
 ... 理事会が選任し、理事長が委嘱
 ... 理事、監事又は職員との兼職禁止
 ... 理事長の諮問に応じ意見を述べる
 ... 任期2年

- 理事会の役割の強化（権限の明確化）
- 役員（理事、監事）の役割、責任の及ぶ範囲の明確化
- 理事会における同族役員制限
- 外部専門家等の評議員会への参画
- 公認会計士、監査法人による外部監査義務付け

は「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書において提示された事項
 は第4回検討会の「主な論点の整理」において新たに提示された事項

認定医療法人財団（案）



役員（理事、監事）は欠格事項あり（§46-2,2）
 理事は定数の1/5をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充が必要（

は「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書において提示された事項は第4回検討会の「主な論点の整理」において新たに提示された事項